

第 7 6 号議案

芦屋市マンションの管理の適正化の推進に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

芦屋市マンションの管理の適正化の推進に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のように定める。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正に伴い、同省令
を引用する関係規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市マンションの管理の適正化の推進に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市マンションの管理の適正化の推進に関する条例（令和 6 年芦屋市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（定義） 第 2 条 この条例における用語の意義は、法に定めるもののほか、次に定めるところによる。 (1)・(2) （略） (3) 長期修繕計画 <u>マンションの修繕に関する長期の計画をいう。</u> (4)・(5) （略）	（定義） 第 2 条 この条例における用語の意義は、法に定めるもののほか、次に定めるところによる。 (1)・(2) （略） (3) 長期修繕計画 <u>マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成 1 3 年国土交通省令第 1 1 0 号）第 1 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する長期修繕計画をいう。</u> (4)・(5) （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 照 1

芦屋市マンションの管理の適正化の推進に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正に伴い、同省令を引用する関係規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

長期修繕計画の定義の明確化（第2条関係）

改正案	現 行
長期修繕計画 <u>マンションの修繕に関する長期の計画をいう。</u>	長期修繕計画 <u>マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の2第1項第2号に規定する長期修繕計画をいう。</u>

3 施行期日

公布の日

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則抜粋

(_____部分は令和7年11月28日施行)

(管理計画の認定の申請)

第1条の8 (第1号省略)

- (2) 長期修繕計画（マンションの修繕に関する長期の計画をいう。以下同じ。）の写し及び当該長期修繕計画の作成又は変更を決議した集会の議事録の写し（区分所有法第18条第2項の規定により規約で別段の定めをした場合にあっては、当該規約の写し及びその定めるところにより当該長期修繕計画を作成し、又は変更したことを証する書類）

(第3号から第9号まで省略)

(第2項省略)